

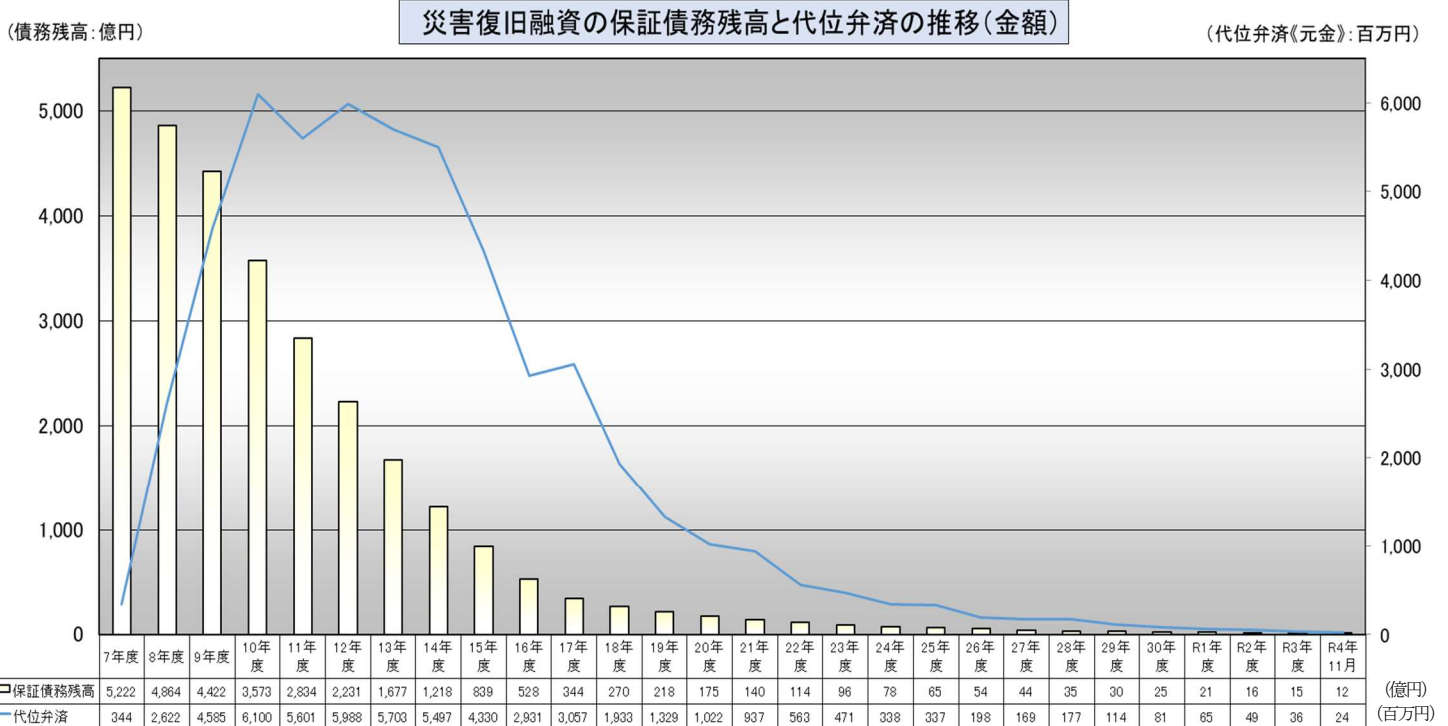
信用保証トピックス (令和4年12月)

阪神・淡路大震災にかかる災害復旧融資の状況

～震災から28年を前に～

当協会は、阪神・淡路大震災（以下「震災」）の復旧支援策として、平成7年2月から8月までの7ヵ月間、被災中小企業者の事業復旧に必要な資金を保証する『災害復旧融資』に積極的に取り組み、47,011件、5,421億79百万円の保証承諾を行いました。

来年1月には震災から28年を迎えます。令和4年11月末現在の保証債務残高は188件（当初承諾比0.40%）、12億6百万円（同0.22%）となり、また、代位弁済の累計は7,155件、546億1百万円となっています。



平成7年度に5,000億円を超えていた保証債務残高は、震災5年後の12年度には被災中

小企業者の返済努力により、ピーク時の半分以下となる2,231億円となりました。その後も償還は進みましたが、景気低迷により代位弁済が高水準で推移したことも影響し、16年度末の保証債務残高は7年度末実績の10%程度にまで減少しました。

- 返済据置期間延長措置の終了
- 『災害復旧融資』に係る借換融資の開始

返済据置期間の延長は16年度末に終了しましたが、災害復旧融資に係る借換融資や、返済条件等に係る条件変更に対応的に取り組むなど、今後も経営努力を続ける被災中小企業・小規模事業者の事業の維持、発展を支援してまいります。また生活再建支援の観点に立ち、個々の被災中小企業・小規模事業者の実情を見極め、債権の適正な管理に努めてまいります。

